2024年度第２回ファイナンシャル・プランニング技能検定１級実技試験

Part Ⅰ（2024年９月21日）　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

●設　例●

Ａさんは、会社を定年退職した後、大都市圏の郊外にあるＮ市で妻Ｂさん（65歳）と長男Ｃさん（40歳）とその家族および長女Ｄさん（35歳）と二世帯住宅に住んでいたが、病気により今年８月に急逝した。

Ａさんには、隣県に住む兄Ｅさんがいたが、一昨年、交通事故で死亡している。兄Ｅさんは持家で１人暮らしであり、唯一の相続人であるＡさんがすべての財産を相続していた。

【Ａさんが相続した兄Ｅさんの相続財産の概要】（相続税評価額）

１．現預金	：	4,000万円
２．金（ゴールド）	：	1,000万円（自宅金庫に現物が保管されていた）
３．自宅敷地（300㎡）	：	1,000万円
４．自宅建物（築50年）	：	100万円
合計	：	6,100万円

Ａさんは、兄Ｅさんに係る相続税の申告と納税を完了した後、今年６月に兄Ｅさんから相続した住宅建物を取り壊しその敷地を地元の不動産会社の仲介により2,000万円で売却していた。また、金についても、今年になって金の価格が高騰したことを受け、すべてを1,400万円で売却していた。

Ａさんの相続人は、妻Ｂさん、長男Ｃさん、長女Ｄさんの３人である。妻Ｂさんたちは、Ａさんが売却した土地や金については相続人が所得税の申告をする必要があることを認識しているが、申告の方法や期限についてはよくわかっていない。なお、Ａさんの療養のために要した入院費用等は９月に支払っている。

【Ａさんの相続財産の概要】（相続税評価額、土地は小規模宅地等の評価減適用前）

１．現預金	：	9,800万円
２．上場株式	：	9,300万円
３．自宅敷地（400㎡）	：	6,000万円
４．自宅建物（築15年）	：	900万円
合計	：	２億6,000万円

※Ａさんの相続に係る相続税額は、4,320万円（配偶者の税額軽減・小規模宅地等の評価減適用前）と見積もられている。

※兄Ｅさんから相続した財産を合計した金額である。

Ａさんは遺言書を残していなかったため、相続人全員で話し合った結果、相続財産のうち自宅敷地および自宅建物と現預金の一部を妻Ｂさんが相続し、残りは長男Ｃさんと長女Ｄさんが等分して相続することで合意したものの、相続財産の分割や相続税の申告、相続財産の名義変更などについて具体的にどのような手続をすべきかわからない。

なお、長女Ｄさんは舞台役者で、地元の舞台や東京の舞台に出演しているが、年収が250万円程度であったこともあり、Ａさんから最近10年間に毎年200万円の暦年課税による贈与（申告済み）を受けていた。また、長女Ｄさんは所属する事務所から「できることなら今年中にインボイス登録してほしい」と言われているが、インボイス制度自体もよくわからず、登録してよいものか判断がつかないでいる。

（注）設例に関し、詳細な計算を行う必要はない。

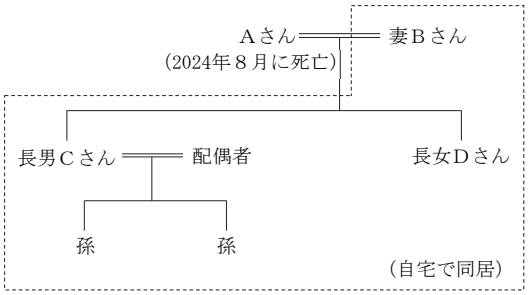
検討のポイント

●設例の顧客の相談内容および問題点として、どのようなことが考えられるか。
●それらの相談内容および問題点を解決するために、どのような提案・方策が考えられるか。
●それらの方策（解決策）のなかで、何を顧客に提案するか。その理由・留意点は何か。
●ＦＰと職業倫理について、どのようなことが考えられるか。

【Ａさんの家族構成（法定相続人）】

妻Ｂさん　（65歳）：無職。長男Ｃさん家族、長女Ｄさんと同居。
長男Ｃさん（40歳）：銀行員。妻と子２人で妻Ｂさん、長女Ｄさんと同居。
長女Ｄさん（35歳）：俳優。妻Ｂさん、長男Ｃさん家族と同居。

【親族関係図】



（メモ余白）